

制定：令和5年6月12日盛岡市告示第304号
最終改正：令和7年2月17日盛岡市告示第94号

盛岡市運送事業者燃料価格高騰対策支援金支給要綱

(目的)

第1 この告示は、燃料の価格の高騰による影響を受けている貨物自動車運送事業者に対し、予算の範囲内で運送事業者燃料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を支給することにより、貨物輸送の安全と安定した運行の支援を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 貨物自動車運送事業者 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する貨物自動車運送事業を営む者をいう。
- (2) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する会社であって、同項に規定する事業を主たる事業として営むものをいう。
- (3) 個人事業主 中小企業基本法第2条第1項に規定する個人であって、同項に規定する事業を主たる事業として営むものをいう。

(支給要件)

第3 支援金は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「支給対象者」という。）に支給する。

- (1) 貨物自動車運送事業者のうち、次に掲げる要件のいずれかに該当するものであること。
 - ア 市の区域内に本店を有するもの
 - イ 岩手県の区域内に本店を有するもので市の区域内に本店以外の営業所を有するもの
 - ウ 中小企業であって市の区域内に本店以外の営業所を有するもの又は個人事業主であって市の区域内に住所若しくは事業所を有するもの
- (2) 公益社団法人岩手県トラック協会が岩手県から委託を受けた運輸事業者運行支援緊急対策業務（第5弾）に基づく運輸事業者運行支援緊急対策支援金（以下「県事業支援金」という。）の支給の決定を受けた者であること。
- (3) 次に掲げる要件のいずれにも該当する車両（以下「支給対象車両」という。）を第5第1項の申請のあった日において保有する者であること。
 - ア 貨物自動車運送事業の用に供する車両（貨物軽自動車を含み、被けん引車を除く。）であること。
 - イ 市の区域内を使用の本拠として東北運輸局岩手運輸支局又は軽自動車検査協会岩手事務所に登録されている車両であること。
 - ウ 岩手県が実施する県事業支援金以外の燃料の価格の高騰に係る支援金又は交付金を支給す

る事業において、令和7年1月30日から同年4月25日までの間に当該支給の決定を受けた車両でないこと。

(4) 支援金の支給を受けた後も市の区域内で引き続いて貨物自動車運送事業を営む意思のある者であること。

(5) 盛岡市暴力団排除条例（平成27年条例第9号）第9条第1項各号に掲げる者でないこと。

（支援金の額）

第4 支援金の額は、第5第1項の申請のあった支給対象車両の台数に2万1,000円を乗じて得た額とする。

（支給の申請等）

第5 支援金の支給を受けようとする支給対象者は、盛岡市運送事業者燃料価格高騰対策支援金支給申請書兼請求書に県事業支援金の支給を受けたことを証する書類、第4に規定する支援金の額の算定に必要な書類その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による申請は、令和7年7月18日までに行わなければならない。

（支給の決定等）

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、支援金の支給の可否を決定するものとする。この場合において、支援金の支給を決定したときは盛岡市運送事業者燃料価格高騰対策支援金支給決定通知書により、不支給を決定したときは盛岡市運送事業者燃料価格高騰対策支援金不支給決定通知書により、支援金の支給を受けようとする支給対象者に通知するものとする。

（支援金の支給）

第7 市長は、支援金の支給を決定した者に対しては、当該支給に係る申請のあった日から速やかに支援金の支給を行うものとする。

（報告及び立入調査）

第8 市長は、必要があると認めたときは、支援金を支給した者に対し、報告及び立入調査への協力を求めることがある。

（支援金の返還）

第9 市長は、支援金の支給を受けた者が虚偽の申請等をしたときは、支援金の返還を求めるものとする。ただし、倒産、災害等のやむを得ない事情があると市長が認めた場合は、この限りでない。